

瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その住宅生活を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「高齢者世話付住宅」及び「生活援助員」とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世話付住宅<シルバーハウジング>

「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(昭和63年2月15日建設省住建発第8号・厚生省社老発第7号、建設省住宅局長・厚生省社会局長通知)に基づき、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び附帯施設の供給並びに生活援助員による福祉サービスの提供を行う事業として、建設大臣及び厚生大臣の承認を得て建設された公営住宅

(2) 生活援助員<ライフサポートアドバイザー：LSA>

高齢者世話付住宅に居住している高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを行う者

(実施主体)

第3条 瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(以下「事業」という。)の実施主体は、瀬戸市とする。ただし、派遣世帯及び費用負担区分の決定並びに費用徴収を除き、この事業を老人デイサービス運営事業を実施する社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(入居対象者)

第4条 高齢者世話付住宅の入居対象者は、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上であれば足りる。)又は60歳以上の高齢者のみから成る世帯で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには、不安があると認められる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

2 その他、市長が特に必要と認める者

(サービスの内容)

第5条 生活援助員の行うサービスは、次の各号に掲げるものとし、必要に応じて提供するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

(派遣の申請)

第6条 生活援助員の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 生活援助員の利用対象者は、60歳以上の者及び市長が特に必要と認めた者とする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者が属する世帯の状況等を調査し、高齢者世話付住宅生活援助員派遣決定（却下）通知書（様式第2号）により、派遣の可否を申請者に通知するものとする。

(派遣の停止及び廃止等)

第8条 生活援助員派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、生活援助員派遣を停止又は廃止するときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣停止（廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、派遣世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、生活援助員の派遣を停止又は廃止することができる。

- (1) 60歳以上の者が全て入院又は老人福祉施設等の施設に入所したとき
- (2) 60歳以上の者が全て退去したとき
- (3) 60歳以上の者が全て死亡したとき
- (4) 生活援助員に対して著しい非行のあったとき

3 市長は、生活援助員の派遣の停止又は廃止を決定したときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣停止（廃止）決定通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

る。

4 生活援助員の派遣停止を解除し、派遣の再開を希望する者は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣停止解除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、生活援助員の派遣停止を解除したときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣停止解除決定通知書（様式第6号）により、派遣の再開を利用者に通知するものとする。

（費用の徴収）

第9条 利用者は、生活援助員の派遣に要する費用の一部（以下「派遣費用負担金」という。）を別表の費用負担基準により負担するものとする。

2 市長は、利用者の派遣費用負担金を月単位で決定し、第7条及び前条第5項の決定通知書により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、毎月末（月の途中で停止又は廃止した場合は、停止又は廃止した日）までに、その月分の派遣費用負担金を納付しなければならない。ただし、その納付期限が、日曜若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその納付期限とみなす。

4 新たに利用者となった場合又は生活援助員の派遣を停止し、若しくは廃止した場合は、その月の利用期間が暦月の1月に満たないときは、その月の派遣費用負担金は日割計算によるものとする。

（収入の現況報告）

第10条 利用者は、生活援助員派遣の決定を受けた年度の翌年度以降、利用者が属する世帯の収入状況等について、高齢者世話付住宅入居者及び収入状況報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年6月末までに市長に提出しなければならないものとする。

(1) 利用者が属する世帯の世帯員に所得がある場合は、当該所得の源泉徴収票等所得を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の収入状況報告書に添えて提出する書類による証明事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、収入状況報告書により費用負担額が変更となるときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担金変更決定通知書（様式第8号）により利用者に通知するものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 利用者は、生活援助員の派遣を受ける権利を他に譲渡してはならないものとする。

(生活援助員の身分)

第12条 生活援助員は、老人福祉施設等でデイサービス運営事業を実施する社会福祉法人等の職員とする。

(生活援助員の勤務形態)

第13条 生活援助員の勤務形態は、原則として通勤型とするものとする。

2 生活援助員は高齢者世話付住宅を巡回して家庭訪問するとともに本事業の受託先である社会福祉法人の老人福祉施設等にて第5条のサービスを提供するものとする。

3 生活援助員は、サービス中、常に身分証明書を携帯するものとする。

4 生活援助員は、入居者台帳、業務日誌、援助記録簿、その他の帳簿を整備するものとする。

5 生活援助員は、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を年1回以上受けるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 この事業を行うに当たり、必要に応じて高齢者に係る保健・福祉に関する諸事業を実施する機関、民生委員等との連携を図るものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 利用者が、市営十軒家住宅建替事業の施工により取り壊された瀬戸市市営住宅十軒家住宅の入居者であって、引き続き新たに建設された瀬戸市市営住宅十軒家住宅の高齢者世話付住宅の入居者となるときは、第9条の規定による派遣費用負担金を課さないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表

費用負担基準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分		派遣費用負担金 (1か月当たり)
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	<u>生計中心者の前年所得税非課税世帯</u>	0円
C	<u>生計中心者の前年所得税年額 9,600円以下の世帯</u>	1,500円
D	<u>生計中心者の前年所得税年額 9,601円以上 32,400円以下の世帯</u>	2,600円
E	<u>生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上 42,000円以下の世帯</u>	3,800円
F	<u>生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上の世帯</u>	4,900円